

公認学生団体の宿泊を伴う活動における条件・ガイドライン

公認学生団体の遠征や合宿等の宿泊を伴う活動について、以下の通りとします。

1. 活動条件

(1) 国内における活動について

以下の条件をすべて満たし、事前に学外行事届を提出し受理されたものについて実施を認めます。

- ◆ 学生団体の主たる目的を実施するもので、活動内容に応じて濃厚接触を極力減らす感染症対策がとられていること。
- ◆ 現地で新型コロナウイルス検査陽性者や濃厚接触者が発生した場合、参加者および実施団体の責任で対応すること。
- ◆ 参加者本人が活動による感染リスクおよび不利益について正しく理解した上で参加を希望していること。

(2) 国外における活動について

上記の条件に加え、現地で新型コロナウイルス検査陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応について書面にまとめた上で、事前に海外活動申請書と共に提出し受理されたものについて実施を認めます。このとき、「塾生の国外留学等に伴う渡航について(2022/6/15)」の渡航を認める主な条件に準じてください。外務省の感染症危険情報レベル1以下の国への渡航を原則としています。外務省の感染危険情報がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上の国への渡航については、活動内容、参加の条件、感染予防対策、現地において陽性者が発生した場合の対応などについてより詳細に検討することが求められます。

2. 宿泊を伴う活動における感染症対策ガイドライン

以下に宿泊を伴う活動における感染症対策を示します。宿泊を伴う活動では、自宅を出発してから帰宅するまでの間を活動期間と捉え、濃厚接触を極力発生させないことが重要です。目的とする課外活動に加えて、食事、休憩時間、就寝時などの活動期間中の生活活動全般における感染防止対策について、以下を参考に策定し、実施にあたっては参加学生の個人任せにせず、遵守の徹底をお願いします。

I. 個人の感染防止対策の徹底

参加者が、「2022年4月からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策の基本方針について」に記載されている自主的な感染予防対策について理解し、遵守することを確認してください。とくに、以下の項目については厳格に実施いただくようお願いします。

- 1) 発熱や新型コロナウイルス感染症の症状を伴う体調不良があるときは、自宅で健康観察し、活動への参加は控えてください。
- 2) 感染リスクが高い“濃厚接触”に相当する行為が極力少なくなるよう努めてください。
- 3) 濃厚接触に相当する行為があったと判断される場合は相手を記録し、新型コロナウイルスに感染した場合にすぐに連絡をとれるようにしてください。
- 4) 新型コロナウイルス検査で陽性になったときは、濃厚接触者に相当する人、所属団体の責任者、保健管理

センター等にすぐに連絡してください。

- 5) 陽性者から濃厚接触者に相当する連絡を受けたときは、外出を控えて健康観察をしてください。

II. 宿泊を伴う活動で事前に認識する必要がある不利益

宿泊先に滞在中に新型コロナウイルス検査で陽性になった場合および濃厚接触者になった場合、保健所、宿泊施設等との調整は複雑で、かつ自治体によって対応が異なることがあります。

- 1) 陽性者、濃厚接触者は公共交通機関が利用できなくなります。
- 2) 陽性者は、入院・宿泊療養施設への移動までの間、宿泊施設での延泊が必要になる可能性があります（自治体によっては、入院・宿泊療養施設が提供されない場合があります）。
- 3) 濃厚接触者には入院・宿泊療養施設が提供されないので、公共交通機関を使わずに帰宅するか宿泊施設で延泊する必要があります。
- 4) 体調不良者が出了ことで活動を中止した場合、キャンセル料等の負担がかかることがあります。

現地での調整や経費負担は、当事者自身に行っていただくことになります。この点について参加者全員が了解していることを責任者が確認してください。

III. 宿泊を伴う活動で体調不良者、新型コロナウイルス検査陽性者が出了場合の対応について

- (1) 体調不良者は速やかに帰宅させてください。また体調不良者が出了段階で、即時活動を中止して全員が帰宅することを推奨します。ただし、体調不良者と濃厚接触に相当する行為がなかったことを立証できる参加者については、必ずしも活動を中止する必要はありません。体調不良者が出了ときの対応については、事前に決定して参加者全員に周知してください。体調不良者が発生した場合や活動を中止する場合には会長に連絡してください。
- (2) 体調不良者が現地あるいは帰宅後の検査で新型コロナウイルス陽性となった場合、陽性者と濃厚接触に相当する行為がなかったことを立証できない参加者については、濃厚接触相当者として所定期間の自主隔離と健康観察を行ってください。
- (3) 陽性者、濃厚接触相当者が現地にいる場合、現地の保健所、宿泊施設等との調整は、責任者を中心に当事者自身で行ってください。濃厚接触相当者については、現地の保健所から濃厚接触者に該当しないとの判断をされた場合には自主隔離を解除できます。
- (4) 宿泊を伴う活動の終了日を 0 日として、2 日以内に参加者から陽性者が出了場合には、濃厚接触相当者は自主隔離と健康観察をしてください。

陽性者が判明したときの対応については、以下のフローチャート 4 ページ目に記載の流れに従ってください。

・学生団体で新型コロナウイルス陽性者が判明したときのフローチャート

IV. 宿泊を伴う活動における濃厚接触に相当する行為の考え方

活動中に濃厚接触に相当する行為が発生した場合は、自由時間における行為も含めて相手を記録し、陽性者が発生したときに濃厚接触相当者を確定できるようにしてください。濃厚接触者の記録が不十分な場合には、活動参加者全員が濃厚接触相当者となります。

(1) 課外活動

- ・少なくとも一方がマスクを着用していない、または鼻出しマスクのような不完全な着用状態で、手が届く距離（1m 以内）に接近あるいは会話をした場合は、濃厚接触に相当すると考えてください。

(2) 飲食

- ・他人と 2m の隔離がある個食、あるいは飛沫防止板がある状態で完全な黙食をした場合についてのみ濃厚接触に相当しないと考えます。
- ・飲食時における濃厚接触に相当する行為については、[「新型コロナウイルス感染症対策－飲食時における注意事項－（2022/6/1）」](#)を参考にしてください。

(3) 就寝

- ・個室を利用者以外が入室しない形で使用した場合には濃厚接触に相当しないと考えます。
- ・相部屋の場合、部屋内での飲食やマスクなしの会話が全くない条件で、2m の隔離を保って就寝した場合には濃厚接触に相当しないと考えます。

(4) 移動

- ・同じ向きに着席し、飲食を行わないで移動する場合には濃厚接触に相当しないと考えます。ただし、車での移動の場合には窓をわずかに開けて換気をする、乗車人数をなるべく少なくする等、感染リスクを低減する配慮を行ってください。

(5) 濃厚接触を少なくするための配慮

- ・感染防止策（個室の利用、個食・黙食の徹底等）が遵守されている場合には、活動中に濃厚接触に相当する行為はないとみなすことができます。この場合、体調不良者が出了際、体調不良者のみを帰宅させ、他の参加者は活動を継続することができます。
- ・濃厚接触はマスクを外す必要がある飲食の際に主として発生します。黙食の徹底や飲食時は席を固定して移動しない等で濃厚接触相当者を極力少なくすることで、体調不良者が出了場合のリスクを小さくしてください。

V. その他の注意事項

- (1) 活動への参加は、感染リスクや不利益を正しく理解した上で本人が希望することを前提とし、参加の強要や参加しなければいけない雰囲気を醸成することは避けてください。
- (2) ワクチン接種を活動に参加するための条件としないでください。
- (3) 体調不良者によって活動が中止や計画変更になった場合、体調不良者が組織内で不利益な扱いを受けたり、批判の対象になったりしないよう留意してください。

以上